

令和5年10月から開始

難聴高齢者補聴器購入費助成事業

※市から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外です。

①対象となる要件

以下の1～7のすべての要件を満たす必要があります。

- 1 豊明市に住民登録のある、60歳以上の方
- 2 両耳の聴力レベルが30デシベル以上
- 3 聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費支給対象障害者等でない方
- 4 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医が、補聴器の装用が有用であると判断した方
- 5 労働者災害補償保険法の規定に基づく補聴器の購入助成を受けていない方
- 6 購入する補聴器が、管理医療機器認証を取得した補聴器であること
- 7 過去に本事業による助成を受けた場合は、以下2点を満たす必要があります。
 - ・当該助成の対象となった補聴器の購入日から起算して5年を経過していること。
 - ・当該補聴器が有用でない場合であること。

②助成金額

補聴器の購入費の2分の1(上限:市民税課税世帯15,000円、非課税世帯30,000円)
※本体と付属品を同時に購入した場合は、付属品も助成対象とする。

③注意事項

- 1 助成対象となる補聴器の数は1台です。
ただし、両耳に必要なとの医師意見があれば、両耳分で1台とみなします。
- 2 以下の費用等は助成対象外です(自己負担となります)。
 - ・付属品(電池、充電器及びイヤーマールド等)のみの購入費
 - ・修理代
 - ・送料、診察料、検査料、文書料等

④受付窓口

豊明市役所 長寿課 地域ケア推進係 0562-92-1261

《 詳しい流れは裏面をご覧ください 》

《 手続きの流れ 》

①聞こえ等の相談

耳鼻咽喉科の医師に、補聴器の要否や、
本事業の要件を満たしているか等についてご相談下さい。



②申請書類を入手

申請書、医師の意見書の様式を、
長寿課窓口または市のホームページで入手します。



③医療機関を受診

医療機関(※)を受診し、「豊明市難聴高齢者補聴器購入費助成に
かわる意見書」を作成してもらいます。

※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医に限ります。
相談医の認定状況等は、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会ホーム
ページ等をご参照下さい。



④見積書を入手

医師の意見書をもとに、
補聴器の見積書を販売店等で作成してもらいます。



⑤申請書等を提出

以下4点の書類を長寿課へ提出します。

※4月～翌年2月下旬の期間内を目途にご提出下さい

- ・豊明市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書
- ・豊明市難聴高齢者補聴器購入費助成に係る意見書
- ・補聴器の見積書
- ・購入を予定している補聴器のカatalog等



⑥助成の可否

長寿課から申請者に下記の書類が送付されます(概ね2～3週間後)

- ・助成を受けられる場合…「交付決定通知」、
豊明市難聴高齢者補聴器購入費助成請求書
- ・助成を受けられない場合…「不交付決定通知」



⑦補聴器の購入

「交付決定通知」が届いたら、補聴器を購入します。

※「交付決定通知」が届く前の購入は、助成対象外になります。



⑧請求書等の提出

購入して概ね1か月以内に、以下2点の書類を長寿課へ提出します。

※申請日の属する年度内(3月上旬を目途)にはご提出下さい

- ・豊明市難聴高齢者補聴器購入費助成請求書
- ・領収書または領収書の写し



⑨助成金の受取

助成請求書に記入された振込先口座に助成金が振込まれます。

※請求書受付日から概ね2～3週間後に振り込まれます。